重度障害者用意思伝達装置装用訓練等支援事業 実施要領

1 目 的

補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および 支給決定されるが、とりわけ「重度障害者用意思伝達装置(以下、装置)」は、操作性及び習 熟度の向上を目的とした訓練(装用訓練)過程において、当該訓練に用いる機器に関し、病 院やリハビリテーション施設の負担、または、補装具事業者からの貸出等により実施されてい る現状がある。

また、当該補装具の引き渡し後においても、症状の進行に応じて適切なフォローアップが必要であるが、その実施状況は病院やリハビリテーション施設等の実施機関によって異なっている。

本事業では、「重度障害者用意思伝達装置」装用訓練のための機器整備や訓練の実施、 知識・技術を習得するための研修等を行い、これらの装用訓練等を県内の各地域で提供で きる病院やリハビリテーション施設の普及を推進することを目的とする。

2 実施主体

石川県リハビリテーションセンター

3 事業内容

(1)装用訓練等支援事業説明会

装置の取り扱いを多く必要とする機関のリハビリテーション専門職で、今後専門協力者と して活動が可能な機関の代表者に、本事業の説明を実施する。

ア 対 象 (対象施設:別紙1)

- ・金沢福祉用具情報プラザ
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 医療機関:15 か所
- ・障害者施設等入院基本料 医療機関:5か所
- ・障害者総合支援法 機能訓練事業所:3か所
- ・能登、石川、加賀地区 コミュニケーションスペシャリスト研修修了者所属機関 等

イ内容

日 時:令和 3年11月 2日(火)16:00~17:30

(2)支援技術研修

県内全域のリハビリテーション専門職、福祉用具専門相談員を対象に、装置の適合に関する支援技術の研修を開催する。

①人材育成研修(基本編)

·実施要領 別紙2

②人材育成研修(スペシャリスト編) ・実施要領 別紙3

(3)機器の操作を学ぶ研修

県内全域のリハビリテーション専門職、福祉用具専門相談員を対象に、各装置の特徴及び装置の取り扱いについて学ぶ研修を開催する。

- ·実施要領 別紙4
- (4)リハビリテーション地域活動支援の実施

コミュニケーションに関する相談・支援事業の実施

- ·実施要領 別紙5
- ·内規 別紙6